

57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					
116		58					
117		59					

118		59					
119		59					
120		59					
121		60					
122		60					
123		60					
124		60					
125		61					

ス 警察研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	2	1	10
27	3	1	11
28	4	1	12
29	5	1	13
30	6	1	14
31	7	1	15
32	8	1	16
33	9	1	17
34	10	2	18
35	11	3	19
36	12	4	20
37	13	5	21
38	14	6	22
39	15	7	23
40	16	8	24
41	17	9	25
42	18	10	26
43	19	11	27
44	20	12	28
45	21	13	29
46	22	14	29
47	23	15	30
48	24	16	30

49	25	17	31
50	25	17	31
51	26	18	32
52	26	18	32
53	27	19	33
54	27	19	34
55	28	20	35
56	28	20	36
57	29	21	37
58	30	21	37
59	31	22	38
60	32	22	38
61	33	23	39
62	33	23	39
63	34	24	40
64	34	24	40
65	35	25	41
66	35	25	41
67	36	26	41
68	36	26	42
69	37	27	42
70	37	27	42
71	38	28	43
72	38	28	43
73	39	29	43
74	39	29	44
75	40	30	44
76	40	30	44
77	41	31	45
78	41	31	45
79	42	32	46
80	42	32	46
81	43	33	47
82	43	33	47
83	44	33	48
84	44	34	48
85	45	34	49
86	46	34	49
87	47	35	50
88	48	35	50
89	49	35	51
90	49	36	
91	50	36	
92	50	36	
93	51	37	
94	51	37	
95	52	37	
96	52	38	
97	53	38	
98	54	38	
99	55	39	
100	56	39	
101	57	39	
102	57	40	
103	58	40	
104	58	40	
105	59	41	
106	59	41	
107	60	41	
108	60	42	
109	61	42	

110	61	42	
111	61	43	
112	62	43	
113	62	43	
114	62	44	
115	63	44	
116	63	44	
117	63	45	
118	64	45	
119	64	46	
120	64	46	
121	65	47	

(備考) これらの表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第9を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(職務の級の切替えを行う職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号。以下「一般職員改正条例」という。)附則第2項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号。以下「学校職員改正条例」という。)附則第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号。以下「警察職員改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)別表第3の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 旧級(一般職員改正条例附則第2項、学校職員改正条例附則第2項又は警察職員改正条例附則第2項に規定する旧級をいう。以下同じ。)が行政職給料表の2級若しくは5級、事務職給料表の2級若しくは5級、警察職給料表の5級又は一般職給料表の2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間(一般職員改正条例附則第4項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項に規定する職員(次号において「改正条例附則第4項適用職員」という。)にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級から当該職務の級の2級下位の職務の級までに切替日の前日まで引き続き在職していた期間)
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間(改正条例附則第4項適用職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間)  
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第21条又は第23条の規定を適用する。  
(初任給に関する経過措置)

4 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について職員の給与に関する規則第14条又は第15条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第12条第1項の規定による号俸（同規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が同規則第28条第3項に規定する職員（以下この項及び附則第7項において「特定職員」という。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、同規則第14条又は第15条の規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日（特定職員にあっては、同年の8月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における同規則第25条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

（平成19年1月1日における職員の昇給の号俸数の特例）

5 平成19年1月1日において、職員を職員の給与に関する規則第28条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、同条の規定にかかわらず、同規則第26条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数に相当する数に、100分の75を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、当該号俸が零になる職員、同規則第28条第1項に規定する高齢層職員（以下この項において「高齢層職員」という。）で第2号又は第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員（高齢層職員を除く。）で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 5号俸以上（高齢層職員にあっては、2号俸以上）
- (2) 勤務成績が良好である職員 3号俸
- (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 2号俸以下

6 平成18年4月1日以後に新たに職員となったもの又は同日後に職員の給与に関する規則第21条第3項、第24条第3項若しくは第32条の規定により号俸を決定された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数」と、「相当する号俸数」とあるのは「相当する号俸数（人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める号俸数）」とする。

7 特定職員に対する附則第5項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「第1号又は第2号」と、「当該各号」とあるのは「当該第1号又は第2号」と、「第2号又は第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員（高齢層職員を除く。）で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの」とあるのは「第2号に掲げる職員に該当するもの」と、同項第2

号中「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

8 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の3第1項第1号から第3号まで及び第7号に規定する人事委員会が定める割合は、次の各号に掲げる級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 1級地 100分の13
- (2) 2級地及び3級地 100分の11
- (3) 7級地 100分の0.5

9 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の4に規定する人事委員会が定める割合は100分の11とする。

10 一般職員改正条例附則第12項及び学校職員改正条例附則第12項に定めるもののほか、給料月額をその算出の基礎とする農林業改良普及手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は教職調整額に係る当該給料月額には、一般職員改正条例附則第9項から附則第11項まで又は学校職員改正条例附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額を含むものとする。

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫  
長野県人事委員会規則第4号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「掲げる調整基本額」の次に「（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）」を加え、「、その額」を「当該乗じて得た額」に改める。

別表第2の1を次のように改める。

- 1 調整基本額表
- ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

## イ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,600円

## ウ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

## エ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

## オ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

## カ 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,100円

## キ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,200円
4 級	13,200円

## ク 教育職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,800円
4 級	12,800円

## ケ 警察職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

## コ 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第12条、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第16条及び長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第12条の規定により給料の調整を行う職

にある職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則第2条第2項又は第3項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数に応じた調整率を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、その額が、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日に給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成7年長野県人事委員会規則第9号)附則第2項から附則第5項までの規定の適用がないものとした場合にその者に調整額として支給されるべきであった額を超えるときは、当該支給されるべきであった額を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第2条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなった場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎として改

正前の規則第2条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会が別に定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

- (4) 施行日以後に、国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員であった者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に定める退職派遣者であった者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

#### 長野県人事委員会規則第5号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第11項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項から附則第11項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第11項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項から附則第11項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料の特別調整を行う職の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 4 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第11項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年

長野県条例第32号) 附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号) 附則第9項から附則第11項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号) 附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

#### 長野県人事委員会規則第6号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第27条、第27条の2」を「から第27条の3まで」に、「第27条第1項」を「第27条」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第3条の2 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第38条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、給与条例第17条の3の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第4条及び第5条中「第27条の2第1項」を「第27条の3第1項」に改める。

第6条中「第27条の2第2項」を「第27条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

#### 長野県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

第3条第1項中「4級」を「3級」に改める。

第11条第1号中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の180」を「100分の185」に改め、同条第2号中「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の70」に改め、「100分の90」の

次に「、12月に支給する場合においては100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」を加える。

別表第1の行政職給料表の項中「11級及び10級」を「8级以上」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表の研究職給料表の項中「5級及び4級」を「4级以上」に改め、同表の医療職給料表(2)の項中「7級及び6級」を「6级以上」に改め、同表の事務職給料表の項中「8級」を「6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表の警察職給料表の項中「10級」を「9級」に、「9級、8級及び7級」を「8級から6級まで」に改め、「6級及び」を削り、同表の一般職給料表の項中「10級」を「8級」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

#### 長野県人事委員会規則第8号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「その者が、職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号俸とし、」を削り、「であるときは、その者の属する職務の級とする」を「にあつては、職務の級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

#### 長野県人事委員会規則第9号

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号) 附則第9項から附則第11項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号) 附則第9項から附則第11項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号) 附則第9項から附則第11項までの

規定による給料の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正前の給与規則 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)による改正前の職員の給与に関する規則をいう。
- (2) 切替日 平成18年4月1日
- (3) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「一般職員改正条例」という。)附則第2項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「学校職員改正条例」という。)附則第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「警察職員改正条例」という。)附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、旧級(一般職員改正条例附則第2項、学校職員改正条例附則第2項又は警察職員改正条例附則第2項に規定する旧級をいう。)に対応する一般職員改正条例附則別表第1、学校職員改正条例附則別表第1又は警察職員改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級をいう。)をいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定により休職にされていた期間
  - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号。以下この条において「公益法人派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間
  - オ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する療養休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (6) 復職時調整 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。第4条において「一般職員給与条例」という。)第8条の2、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。第4条において「学校職員給与条例」という。)第11条の2又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。第4条において「警察職員給与条例」という。)第8条の2の規定による給料の更正をいう。
- (7) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (8) 人事交流等職員 切替日以降に、国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団

体の職員であった者又は公益法人派遣条例に定める退職派遣者であった者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(一般職員改正条例附則第9項等に規定する人事委員会が定める職員)

第3条 一般職員改正条例附則第9項、学校職員改正条例附則第9項又は警察職員改正条例附則第9項に規定する人事委員会の定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
  - (2) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
  - (3) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
  - (4) 切替日以降に人事委員会と協議してその号俸を決定された職員(人事委員会が別に定めるこれに準ずる職員を含む。)
- (一般職員改正条例附則第10項等に規定する給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会が別に定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、一般職員改正条例附則第10項、学校職員改正条例附則第10項又は警察職員改正条例附則第10項の規定による給料(以下この条及び次条において「改正条例附則第10項による給料」という。)として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の給与規則第24条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が一般職員改正条例附則別表第1、学校職員改正条例附則別表第1又は警察職員改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応するこれらの表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の給与規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に一般職員改正条例による改正前の一般職員給与条例(以下この条において「改正前の一般職員給与条例」という。)第8条の2、学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例(以下この条において「改正前の学校職員給与条例」という。)第11条の2又は警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例(以下この条において「改正前の警察職員給与条例」という。)第8条の2の規定

の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第3まで、改正前の学校職員給与条例別表第1から別表第5まで又は改正前の警察職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(5) 人事委員会と協議してその号俸を決定された場合及びこれに準ずる場合として人事委員会が別に定める場合その他人事委員会が別に定める場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会が別に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項による給料として支給する。

(一般職員改正条例附則第11項等に規定する給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、一般職員改正条例附則第11項、学校職員改正条例附則第11項又は警察職員改正条例附則第11項の規定による給料(以下この条において「改正条例附則第11項による給料」という。)として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第10項による給料の額に相当する額を、改正条例附則第11項による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 一般職員改正条例附則第9項から附則第11項まで、学校職員改正条例附則第9項から附則第11項まで又は警察職員改正条例附則第9項から附則第11項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫  
長野県人事委員会規則第10号

職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号。以下「一般職員改正条例」という。)附則、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号。以下「学校職員改正条例」という。)附則及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号。以下「警察職員改正条例」という。)附則の規定に基づき、給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(旧号俸を受けていた期間の特例)

第2条 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項又は警察職員改正条例附則第3項に規定する人事委員会の定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの規定に規定する人事委員会の定める期間は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)前において特別昇給以外の事由により給与条例の改正等がないものとした場合において旧号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員(第4号に掲げる職員を除く。)旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与条例の改正等がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員(第4号に掲げる職員を除く。)旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間(旧号俸等を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、零)

(3) 給与条例の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において良好な成績で勤務しなかったことにより、切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に係る昇給期間を延伸されることとなる職員(次号に掲げる職員を除く。)切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 零

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定により休職にされていた職員

イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けて勤務していなかった職員

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第2条第1項の規定により派遣されていた職員

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた職員

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特別昇給 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(平成18年長野県人事委員会規則第3号。以下「改正給与規則」という。)による改正前の職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号。以下「給与規則」という。)第27条又は第28条の規定による昇給をいう。

(2) 給与条例の改正等 一般職員改正条例による一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。)の改正、学校職員改正条例による長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。)の改正、警察職員改正条例による長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。)の改正及びこれらに伴う人事委員会規則等の制定又は改廃をいう。

(3) 旧号俸 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項又は警察職員改正条例附則第3項に規定する旧号俸をいう。

(4) 旧号俸を受けたとみなす日 給与条例の改正等がないものとした場合におけるその者の切替日以後の最初の昇給の予定の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額)の切替え)

第3条 一般職員改正条例附則第6項に規定する職員(同項第1号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)、学校職員改正条例附則第6項に規定する職員又は警察職員改正条例附則第6項に規定する職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(一般職員改正条例附則第4項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項に規定する職員にあっては、その者が属していた職務の級への昇格がなかったものとした場合に得られる給料月額。以下「旧給料月額」という。)が旧級(一般職員改正条例附則第2項、学校職員改正条例附則第2項又は警察職員改正条例附則第2項に規定する旧級をいう。以下同じ。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(前条第1項及び第2項第4号中「旧号俸」とあるのを「旧給料月額」と読み替えた場合に同条第1項各号に掲げる職員に該当する職員にあっては、当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号俸

(2) 旧級が行政職給料表、事務職給料表又は一般職給料表の1級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられていないもの 人事委員会が別に定める号俸

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号俸

第4条 一般職員改正条例附則第6項に規定する職員(同項第2号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 1,043,000	円 976,000
1,175,000	1,100,000
1,297,000	1,211,000

第5条 一般職員改正条例附則第6項に規定する職員(同項第3号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 976,000	円 913,000
1,084,000	1,014,000
1,192,000	1,115,000
1,297,000	1,211,000

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第6条 一般職員改正条例附則第7項、学校職員改正条例附則第7項又は警察職員改正条例附則第7項に規定する人事委員会の定める職員は、切替日前(平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。次項において同じ。)において改正給与規則による改正前の給与規則第16条、第17条又は第24条の規定の適用を受けた職員で当該適用の日の号俸又は給料月額を決定する計算の過程において職務の級を異にする異動をしたこととなるものとする。

2 一般職員改正条例附則第7項、学校職員改正条例附則第7項及び警察職員改正条例附則第7項の規定により人事委員会が定める必要な調整は、切替日における号俸が、切替日前における職務の級を異にする異動がなく、切替日に職務の級を異にする異動をしたものとして一般職員改正条例による改正後の一般職員給与条例、学校職員改正条例による改正後の学校職員給与条例又は警察職員改正条例による改正後の警察職員給与条例及び改正給与規則による改正後の給与規則の規定を適用した場合に得られる号俸(切替日に行われた昇格について職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成4年長野県人事委員会規則第3号)附則第6項の規定の適用を受けた職員にあっては、切替日に同項の規定の適用があるものとした場合における号俸。以下この項及び次条において「調整後の号俸」という。)に達しない場合について行うものとし、切替日における号俸は、調整後の号俸とする。

(切替日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証)

第7条 第3条又は前条の規定により新号俸又は調整後の号俸を決定された職員の切替日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証は、切替日の前日における号俸又は給料月額を受けた日以後の期間について行うものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第8条 旧号俸を受けていた期間及び給料の切替えについて、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(別表)(第3条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	円 365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11 級	580,300	37	38	39	40	41

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円 371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
5 級	579,900	69	70	71	72	73